

訪問販売法と割賦販売法の改正について

（悪徳商法から消費者保護を図るための規制強化）

最近、主婦や若者などに對して、後から収入が得られるからといって誘い、高額な商品を売りつける悪質な「内職・モニター商法」や「マルチ商法」（参考一）によるトラブルが急増しております。また、電子商取引の拡大に伴い、インターネット通販におけるトラブルも増加していることから、このような新たな消費者トラブルを防止することを目的として、「訪問販売等に関する法律」と「割賦販売法」の改正が行われ、本年六月一日から施行されます。また、今回改正により「訪問販売等に関する法律」は、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）に名称が改められました。以下にて、今回の法改正の概要を紹介します。

法改正の概要

一 内職・モニター商法に係る規制の新設

事業者への書面交付の義務づけ

（特定商取引法）

事業者は、顧客と契約を締結するときまでに、事業概要（販売する商品は何か、収入はどのように得られるのかなど）を記載した書面を交付するとともに、契約の締結時には、締結した契約の内容（商品等の内容、顧客の取引に伴う負担内容、契約解

参考一 「内職・モニター商法」、「マルチ商法」とは？
 「内職・モニター商法」とは、「パソコンを買えば、それを使った内職を紹介する」というようにて、内職等の仕事を提供することで収入が得られる誘い、仕事に必要であるとして、商品等を売りつける商法。
 「マルチ商法」とは、個人を商品等の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が上がるとして販売活動させ、連鎖的に販売組織を拡大する商法。

除の条件など）を明らかにする書面を交付しなければなりません。

広告規制（特定商取引法）

事業者は広告するときには、その中に重要な事項（商品等の種類、顧客の取引に伴う負担内容、仕事の提供条件など）を必ず表示するとともに、誇大な広告を行うことが禁止されます。

不適切な勧誘行為の禁止（特定商取引法）

事業者は勧誘の際に、虚偽のこと

典型的な消費者トラブルの例

内職・モニター商法

内職やモニターの仕事を紹介するという口実で、高額な商品や資格講座を契約させます。おこづかい稼ぎのつもりが、思わぬ出費となり、仕事も紹介されないというトラブルが多く発生しています。



契約の中身をきちんと確認し、負担（出費）を伴う内職やモニターは相手を信用できるか良く考えて契約しましょう。契約書をよく読むことが大切です。

マルチ商法

他人を組織に参加させたり物の販売などをさせるとあなたも儲かりますよと誘って、その人に加盟料や商品購入等の負担をさせて、再販売や紹介販売等をさせる取引です。

簡単に高収入が得られるような説明がなされますが、そのようなことはきわめて稀です。



次々に友人などを巻き込み、人間関係を壊すことも。誘われた相手が迷惑することも考えてください。まして、社会人がサイドビジネスとして行うと、就業規則などに違反するおそれもあります。

マルチ商法のトラブル例



沖縄県の現状と当局の取組み
沖縄県内においても、マルチ商法に係る苦情・相談件数がここ数年増加し、平成十一年度には四百件を超え、全相談件数に占める比率では全国の約二倍となっています。

沖縄県の現状と当局の取組み

参考一 「カードレス取引」（参考二）について、「カードレス取引」とは、物理的なカードを交付するのではなく、消費者がクレジット会社からIDやパスワード等をもらい、それのみを使って行うクレジット取引。

参考二 「カードレス取引」とは？
「カードレス取引」とは、物語的なカードと同様に、割賦販売による消費者保護規制の対象としました。

カードレス取引の規制対象化（割賦販売法）

「カードレス取引」（参考二）についても、カードが交付される場合と同様に、割賦販売による消費者保護規制の対象としました。

「マルチ商法に係る規制の強化」
顧客と販売業者との間で、例えば仕事の報酬の不払いによるトラブルが起こり、顧客が契約を解除した場合などに、顧客は、それを理由としてクレジット会社からの請求を拒むことができます。

「マルチ商法における規制の強化」
マルチ商法については、これまで

を言つたり、相手方を威して困惑させたりしてはなりません。

クーリングオフ制度の導入（特定商取引法）
顧客は契約締結後二十日間は、無条件に契約を解除することができます。

クレジット取引における抗弁権の接続（割賦販売法）

顧客は、その理由としてクレジット会社からの請求を拒むことができます。

訪問販賣法で規制を行つていたところですが、今回、更に規制を強化しました。

広告規制の強化（特定商取引法）

従来の取引では、広告は本社が行い、個人勧説員は口コミで友人や親戚を誘い込むというのが一般的でしたが、近時、個人勧説員が雑誌やインターネットでの広告を使って組織拡張を図る事例が増えてきたため、個人の勧説者販売者による広告も規制の対象にしました。また、商品や金銭負担の内容等の表示に加え、広告中に「利益が得られる」と書くときは、その具体的根拠（計算の方法）を明示しなければならないこととするとともに、誇大な広告を禁止する規定を新たに設けました。

規制逃れの防止（負担下限額の廃止）（特定商取引法）
現行制度では、契約での負担額が二万円以上の取引に限って規制しておりましたが、規制逃れが横行するようになつたため、何らかの金銭負担があるものは全て規制対象としました。

電子商取引に係る消費者保護の強化

ネット通販における消費者トラブルへの対応（特定商取引法）
「無料サービスのような画面だったのでも、無料と思つてクリックしたら、有料の中に入つて、代金を請求された。」と、このようなトラブルを防止するため、インターネット通販の申込画面等において、わかりやすい画面表示を行うことを事業者に義務づけました。

カードレス取引の規制対象化（割賦販売法）

「カードレス取引」（参考二）についても、カードが交付される場合と同様に、割賦販売による消費者保護規制の対象としました。

この要因として沖縄では、地縁、血縁関係が強い上、ユーマール（相互扶助）や模倣などに見られるように横の人間関係も強く、そのため、親戚や知人・友人などからの誘いに対し、なかなか断れないといった状況が生じやすい社会環境にあると言われています。

悪質な業者は、「このような環境にっこりで、手を変え品を変え、悪質なマルチ商法を展開しています。
そのため、当局では、沖縄県県民生活センターと連携した消費者相談の実施や沖縄県、沖縄県警などの関係機関との連絡会議、消費者啓発講座の開設などを通し、悪質なマルチ商法の被害やトラブルの未然防止を図つているところですが、消費者自らが用心することが最も大切なこととなります。

被害に遭わないとポイント

うますぎる話には乗らない

うまい話は、世の中にそんなにあるものではありません。そんなに儲かれば、業者は教えないで、自分でやるはずです。うますぎる話は悪質商法と疑つてかかり、用心しましょう。

毅然とした態度で断る

電話による勧説などの場合、中途半端な態度や優柔不断な対応は、相手につけ込まれるスキをつくります。断るなら毅然とした態度と言葉で断りましょう。

一人で悩まないで、第三者に相談

セールスマンの言うことをうのみにしないことです。迷つたら一人で悩まないで、家族や友人、又は消費者センターなどに相談しましょう。

消費者相談の窓口

沖縄県県民生活センター

沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室

098)863-9214

098)862-4373